

薬生発 1124 第 1 号
平成 29 年 11 月 24 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令の公布及び施行について

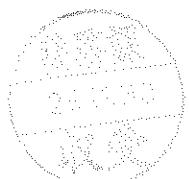
薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成 29 年厚生労働省令第 124 号。以下「改正省令」という。）が本日公布及び施行されました。

改正省令に係る改正の趣旨及び内容については下記のとおりですので、その旨御了知の上、貴管内関係業者に対して周知徹底が図られるよう指導方御配慮お願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

平成 26 年 11 月 25 日より、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器法」という。）プログラム医療機器が新たに医療機器として位置づけられました。



医療機器の製造販売業の許可等を受けるに当たっては、総括製造販売責任者、国内品質業務運営責任者及び安全管理責任者を、医療機器の製造業の登録を受けるに当たっては責任技術者を、それぞれ置くことが義務づけられており、その要件として、関連業務での3年以上の従事経験が必要となる場合があります。このため、経過措置として、「薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（平成26年厚生労働省令第87号）において、プログラム医療機器特別講習を修了した者は、本年11月24日までの間は、関連業務での3年以上の従事経験を有する者とみなすとされていました。

改正省令は、医薬品医療機器法施行後にプログラム医療機器の製造販売を開始し、本年11月24日時点で関連業務での3年以上の従事経験が確保できない製造販売業者が一定程度存在することが判明したこと等から、当該経過措置を3年間延長するものです。

2. 改正の内容

プログラム医療機器特別講習を修了した者は、平成32年（2020年）11月24日までの間は、関連業務での3年以上の従事経験を有する者とみなすこととします。

3. その他

医療機器の製造販売の開始が本年11月25日以降である等、改正省令による経過措置期間である平成32年（2020年）11月24日までに必要な従事経験が確保できない場合にあっては、平成32年（2020年）11月25日以降は関連責任者の要件を満たす者を別途確保する必要があります。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- 葉事法等の一部を改正する法律及び
葉事法等の一部を改正する法律の施
行に伴う関係政令の整備等及び経過
措置に関する政令の施行に伴う関係
省令の整備等に関する省令の一部を
改正する省令（厚生労働一二四）
 - 農林水産省関係福島復興再生特別措
置法施行規則の一部を改正する省令
(農林水産六四)
 - 離島振興対策実施地域において産業
投資促進計画が策定された地区を指
定する件
 - (総務・農林水産・国土交通二二一)
電子認証登記所登記官の電子証明書
のハッシュ値を告示する件
(法務五三四)
 - 日本国に帰化を許可する件
(同五三五)
 - 国債証券買入銷却法第一条の規定に
よる国債の買入消却に関する件
(財務三一七)
 - 著作権法第三十七条第三項の視覚障
害者等のための複製又は自動公衆送
信が認められる者の指定の件
(文化序七八)

〔省令〕

目次

(農林水産二八四一)
○保安林の指定をする件
(同一八四二)一八四七)
○保安林の指定施業要件を変更する件
(同一八四八)一八五八)
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条第一項及び第六十六条の地方運輸局等を指定する告示の一部を改正する告示(国土交通一一〇八)
○道路に関する件
(東北地方整備局二三六、二三七)
○道路に関する件
(北陸地方整備局八五)

○種苗法第十八條第一項の規定に基づき品種登録した件

省令

○厚生労働省令第百一十四号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二の二第一号、第二十三条の二の五第一項第四号（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）並びに第二十三条の二の十四第一項及び第三項の規定に基づき、薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月二十四日 厚生労働大臣 加藤勝信

薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する省令

省令

薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第三条 プログラム医療機器(医薬品医療機器)

第三条 一、ロボット医療機器(ロボット医療機器等法第二条第十三項に規定する医療機器等法第二条第十三項に規定する医療機器又はこれを記録した記録媒体の三種を指す)。又は、(以下「ロボット医療機器等」という。)

る医療機器をいう。次項及び附則第九条二項において同じ。)のみを製造販売する。販売業者の医療機器等総括製造販賣

者についての医薬品・医療機器等法施行規
第百四条の四十九第一項（第二号に係

部分に限る。)の規定の適用については、成三十二年十一月二十四日までの間は、

生労働大臣の登録を受けた者が行う講
（以下「プログラム医療機器特別講習」）

いを修了した者を 固形品 固形機
又は再生医療等製品の品質管理又は製造
競後安全管理に関する業務に三年以上從

した者とみなす。

所の医療機器責任技術者についての医薬
医療機器等法施行規則第百四十四条の五十

第一項(第二号に係る部分に限る)の規定の適用については、平成二十二年十一月

所の医療機器責任技術者についての医薬品
医療機器等法施行規則第百四十四条の五十三
第一項（第二号に係る部分に限る）の規定
の適用については、平成二十九年十一月二

いう。)を修了した者を、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者とみなす。

部分に限る。)の規定の適用については、平成二十九年十一月二十四日までの間は、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習(以下「プログラム医療機器特別講習」と

二項において同じ）のみを製造販売する製造販売業者の医療機器等総括製造販売責任者についての医薬品医療機器等法施行規則第一百四十二条の四十九第一項（第二号に係る

第三条 プログラム医療機器（医薬品医療機器等法第二条第十三項に規定する医療機器）

